

新型コロナウイルス(バハマにおける新たな追加制限)

23日、ヒューバート・ミニス首相はバハマの新たな追加制限を発表しました。

(以下要約)

1 外出禁止令

政府の命令もしくは警察の承認があるものを除き、24時間、自宅で過ごすこと。

以下は例外。

ア 必要不可欠とされる業務に従事する者(警察、軍、消防、矯正施設、保険局、社会サービス局、環境健康局、移民局、廃棄物衛生業者、病院・介護・医療施設、水・電気・印刷や電子メディアを含む通信サービスに従事する者)

イ 命令5に基づく業務に従事する者(バハマ首相府のホームページに掲載)

ウ 医者、食料品店、銀行、薬局、ガソリンスタンドへの必要最低限の外出

エ 1時間半を超えない、午前5時から午後9時までの屋外での運動(6フィート以上の距離をあけること)

2 入国制限

ア 事前に関係局からの文書による許可がない限り、すべての空港は乗客を乗せた、いかなる国際入国便も禁止する。

イ 港湾において、国内外を問わず、運行便・プライベート船舶を禁止する。

ウ いかなる訪問者はいかなる理由においてもバハマ入国・経由を許可されない。

以下は除外される。

(ア) 出国航空便、出国船舶

(イ) 貨物航空便、貨物船舶

(ウ) 商業クーリエ便

(エ) 緊急医療便

(オ) 民間航空局に承認された緊急航空便

3 その他

ア 営業者は、屋内外にかかわらず、顧客と6フィート以上の距離を置くこと。

30立方フィートの空間を維持すること。

24時間以内にチェックポイントで待つ顧客のために距離を示すラインを引くこと。また、外にも同様のラインを引くこと

イ スーパーマーケットは、午前9時から午前11時までは高齢者向けに営業すること

ウ フィッシュフライやそのほかの市場の閉鎖、ポッターズなど波止場での商業活動・一般向け魚介類の販売行為の閉鎖。ビーチの閉鎖

エ 命令5及び7(首相府のホームページに掲載)で規定される目的外での公道・私道での運転(自動車、オートバイを含む)

オ 先週発出された命令は、引き続き有効

引き続き感染予防対策をとるとともに、今後の関連情報にご留意ください。

バハマ保健省

<https://www.bahamas.gov.bs/>

当館ホームページ

<https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jointad/bs/ja/index.html>

海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

WHO

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/>

PAHO

<https://www.paho.org/en/topics/coronavirus-infections/coronavirus-disease-covid-19>

3月23日